



ひと、くらし、みらいのために

今度の手帳の健康診断、
いつだったかな…？

そんな2人が
見ているのは
健康管理手帳



離職後の健康管理

健康管理手帳とは？

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務※に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

※ 業務とは… 以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩 ベータ - ナフチルアミン及びその塩 粉じん作業 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
三酸化砒素又は砒素 コークス又は製鉄用発生炉ガス ビス(クロロメチル)エーテル ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド 塩化ビニル 石綿 ジアニシジン及びその塩

※労働安全衛生法に基づく制度です。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

申請手続きなどのご相談は、最寄りの都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>